

令和6年度

さいたま市立大宮小学校 いじめ防止基本方針

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
II	本校のいじめ問題に対する基本姿勢	
III	いじめの定義・・・・・・・・・・	P 2
IV	組織	
V	いじめの未然防止・・・・・・・・	P 4
VI	いじめの早期発見・・・・・・・・	P 6
VII	いじめの対応・・・・・・・・・・	P 9
VIII	重大事態への対応 ・・・・・・・・	P 10
IX	研修・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11
X	P D C A サイクル・・・・・・・・	P 11

○資料

さいたま市立大宮小学校

令和6年度 さいたま市立大宮小学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止、早期発見に取り組むとともにいじめの事実を確認した時には、適切かつ迅速に対応する義務を有する。「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という意識をもち、全ての児童に関係する問題であるという認識に立って、いじめの問題に取り組んでいかなければならない。また、いじめられた児童の立場に立ち、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を認め、お互いを尊重し合える態度や人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等にも着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。さらに、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。あわせて、地域、家庭と一体となって、問題に取り組む姿勢が必要である。

さいたま市立大宮小学校いじめ防止基本方針は、全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめを許さない集団、いじめをさせない学校をつくるため策定したものである。

この基本方針は学校が組織的に行う、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の取組について、具体的に示したものである。

II 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

1 【迅速】

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識をもち、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。

2 【誠実】

- ・児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を育む教育活動を推進します。
- ・学校特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応します。

3 【相談】

- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応に組織的に対応します。
- ・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげます。

4 【アフターケア・連携】

- ・学校が一丸となっていじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- ・いじめ問題について保護者・地域・関係機関と連携を深めます。
- ・いじめる児童に対しても、その背景にどのような要因があるかを探り、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ります。

5 【予防】

- ・学校の教育計画全体を通じて、道徳教育、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行います。

Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）・いじめの解消

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

2 いじめの解消

「いじめ」は、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに関わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う

(2) 構成員

校長、教頭、教務担当者、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校運営協議会委員

※必要に応じて、各学年生徒指導担当、自治会長、主任児童委員、民生委員、大宮東中学校校長、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察関係者、スクールロイヤー等の関係者を招集する。

(3)開催

- ① 定例会：各学期1回程度開催（校内委員会と兼ねる）
- ② 校内委員会：毎月1回開催（生徒指導委員会を兼ねて開催する。）
- ③ 学年情報交換会議：年間2回（年度初めと終わり）
- ④ 児童理解研修：年間2回（年度初めと終わり）
- ⑤ ケース会議：ケースに応じたメンバーを招集して行う。

但し、校長、教頭、教務担当者、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭は必ず出席する。

(4)内容

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正
- ② 学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し（PDCAサイクル）
- ③ 教職員の共通理解・情報交換と意識啓発
- ④ 児童、保護者、地域等に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ⑤ 個別面談や相談の受け入れと集約
- ⑥ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ⑦ 発見されたいじめ事案への対応（教職員、保護者・地域）
- ⑧ 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

(1)目的

いじめをしない、許さない意識を高め、児童の側からの主体的な取組を企画・実行するため、「子どもいじめ対策委員会」を設置する。

(2)構成員

代表委員

(3)時期

各学期1回程度（代表委員会と兼ねて開催）

(4)内容

- ・仲間意識を高める児童会活動の企画・立案・実施
- ・いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びキャンペーンの実施



V いじめの未然防止

1 学校の取組

(1) 希望をはぐくむ教育の推進

大宮小学校に通うすべての児童が、毎日、生き生きとした学校生活を送ることができるように、次の指針に基づいて行動する。

「子どもは、かけがえのない存在であり、学校はその健やかな成長を援助するところです。」

① 私たちは、子どものそばにいます

○教師に見守られていることを子どもが実感できるよう、子どもの思いや願いを理解するように努めます。

- ・子どものありのままの姿を受け入れます。
- ・子どもの変容を継続して観察します。

② 私たちは、子どもの豊かな心をはぐくみます

○子どものよさを積極的に認め、自分自身を大切に子どもをはぐくみます。

- ・子どもの自己有用感、自己肯定感を育てる授業を展開します。
- ・子どもにとって居場所となる学級をつくります。

③ 私たちは体罰・暴言をしません、許しません

○学校を中心に、家庭、地域、行政と協力し、体罰や暴言等の不適切な指導の根絶を図ります。

- ・教師自身の人権感覚を磨き、子どもに対する言動に留意します。

(2) 道徳教育の充実

① 教育活動全体を通して

ア 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

・ひる活

月に1度、実施する。1～4年、みやのこ学級は校地を、5・6年は駅前通り及び参道を清掃する。勤労奉仕の精神、郷土愛の育成が期待される。

・きらめきメール

友達の善い行いを見つけ、所定の用紙に記入する。人の長所に目を向かせるとともに、自己を見つめ直すきっかけとする。

・朝読書、読み聞かせ、お話会

仲間とともに落ち着いた雰囲気の中で本と触れ合う活動を通じて、豊かな心を育成する。図書ボランティアの方々にご協力いただく。

・縦割り活動

「あおぎりスマイルまつり」など様々な場面で、異学年集団で活動する。思いやりの心や公德心の育成が期待される。

イ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確化した全体計画を作成する。

② 道徳の時間を通して

ア 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目

を取り上げて指導する。

(3) 「いじめ撲滅月間」の取組

実施要項に基づき、各学年や学級の児童の実態に応じて以下の内容について取り組む。

- 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けたスローガンづくり
- 児童会におけるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- 校長等による講話
- 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- 「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任による指導
- いじめに関する「簡易アンケート」の実施

(4) 「潤いの時間」の取組

①人間関係プログラムを計画的に実施する。

ア 各学期の始めに「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

イ 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

②直接体験の場や機会の設定

ア 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

③「人間関係プログラム」に係る調査結果の活用

ア 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

(5) 「いのちの支え合い」を学ぶ授業の充実

児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付けさせる。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

【授業の実施】

第1学年「困ったときは 言ってみよう」

第2学年「困っている友達の力になろう」

第3学年「いやな気持ちを 伝えよう」

第4学年「友達の助けになろう」

第5学年「悩みと上手につき合おう」

第6学年「友達のよい相談相手になろう」

(6)メディアリテラシー教育の推進

①児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

②「携帯・インターネット安全教室」の実施：第5学年

(7)子どもいじめ対策委員会（代表委員）

いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びキャンペーンの実施。

(8)「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」

各校代表児童生徒（1名ずつ）、学校関係者、保護者、市民団体、地域団体等が参加し、「子どもの主体的な取組」を中心にいじめ撲滅に向けた取組をそれぞれの立場から考える。

(9)心を潤す4つの言葉、心を元気にする4つの言葉の取組

「おはようございます。」「ありがとうございます。」「はい。」「ごめんなさい。」「大丈夫、大丈夫？」

「自分を信じて」「ちょっとずつでいいよ」「また明日」の人間関係を円滑にする8つの言葉を教室などに掲示して励行し、いじめの未然防止に努める。

2 家庭・地域等の取組

(1) P T Aによる「学習支援・学級環境ボランティア活動」の充実

(2)自治会・地域団体による子どもの心を潤す行事の充実

①アートフルゆめまつり

⑤夏祭り

②4校音楽のつどい

⑥自治会・子ども会行事

③中部地区運動会

⑦ちゃれすく（チャレンジスクール）

④ふれあいのつどい

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 学校の取組

(1)日頃の児童観察

①朝の健康観察

ア 一人ひとりの児童の表情や声の調子を確認しながら、呼名による朝の健康観察を行う。

②おはようメーター

ア おはようメーターを活用し、一人ひとりの児童の気持ちを確認し、気になる児童は面談を行う。

③授業中

ア 授業への参加態度や姿勢・表情・視線、周辺環境に普段との違いがないかを見逃すことのないように常にアンテナを高くして観察する。

④休み時間、給食・清掃時間、登下校指導

ア 独りぼっちになったり、嫌がることや当番を押し付けられたりしていないかなど、できるだ

け現認するように努める。また、終了時の状況や児童の様子を注視する。人間関係の観察を行い、的確に把握するように努める。

⑤保健室での観察

ア 来室児童の【言動】【顔つき】の観察を行い、普段との違いがないかを見逃さないように常にアンテナを高くして観察する。

イ 今まで来室することのなかった児童が頻繁に来室するようになった際には、丁寧に相談に乗り、状況を把握する。

ウ 発育段階に合った指導を行う。

⑥教育相談（にこにこ）ポストの活用

ア 朝会にて、にこにこポストについて全校児童に周知する。相談する場はたくさんあることを伝える。

さいたま市立大宮小学校生徒指導基本方針

～子どもたちと共に過ごし、子どもたちの様子や変化を敏感に感じ取る～

【注意すべき事項】

- 発表したときに嘲笑からかいが起きる。
- 話し合い活動に参加していない。
- ボール運動時、パスが回ってこない。
- 道具の順番が回ってこない。
- 実験道具等を一人で片付けている。
- 忘れ物が増えた。物がなくなる。
- 教科書やノート等に落書きをされる。
- 隣の児童と机が離される。
- 清掃時、いつまでも机が運ばれない。
- 特に用事がないのに、職員室や保健室へよく来る。
- 他の児童より登校が早い。
- 遅刻や欠席が多くなる。
- うつむきがちで視線を合わせようとしない。
- 物を隠される。
- 休み時間に独りでいる。

※ ささいな変化も見逃さず、気になることがあったら声をかける。その情報は共有し、組織的に判断し、対応していく。

(2) アンケートの実施及び、アンケート結果に応じた面談の実施

① アンケートの実施

「心と生活のアンケート」「人間関係プログラムに係るアンケート」の実施	年間 3 回
「学校生活アンケート」の実施	年間 2 回
「長期休業日前アンケート」の実施	年間 3 回

② アンケート結果の集約

アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有化を図る。

③ アンケート結果の活用

学級のまとめシートは、校長、教頭、教務担当者、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭に提出し、情報の共有化を図る。担任は、学級のまとめシートをもとに面談を行う。面談の内容は、市教委から配布されている面談記録シートに「いつ」「誰が」「どこで」「どのくらいの時間」「どのような内容（児童の様子を含む）か」記録をとり、保存する。内容については、学年・学校全体で情報の共有化を図り、必要に応じてケース会議を開き、対応を検討する。

教育相談週間には、全児童と面談を行い、情報の共有化を図る。

(3) 緊急度0.5（緊急度のサイン）の設定

- ①本人の訴えや保護者からの情報があった際には、緊急度事案に発展する前に情報の共有化を図る。
- ②子ども同士のけんかやトラブル、いじめが疑われるような事案があった場合には生徒指導主任へ報告し、校務用パソコンに内容を入力する。管理職を含めた関係者へ回覧する。

(4) 「いじめに係る状況調査」の報告

- ①学校生活アンケートを実施し、面談を行い、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- ②いじめを認知したときには、状況の確認を速やかに、組織的に対応を行うとともに、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

(5) 教育相談週間及び教育相談日の設定

- ① 教育相談週間 各学期1回（児童向け）
 - ② 教育相談日 月1回（保護者向け）
 - ③ さわやか相談員による相談日 随時
 - ④ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる保護者相談日 月2～4回
- ※教育相談週間及び教育相談日に関わらず、毎日が教育相談日であることを懇談会等で周知する。

(6) 保護者アンケートの実施

- ① アンケートの実施 学校評価アンケート
※必要に応じて随時実施
- ② アンケート結果の集約 アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- ③ アンケート結果の活用 アンケートの結果に応じて、児童及び保護者と面談を行う。
また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図る。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 家庭・地域等の取組

- (1) 青少年育成中部地区会、大宮中部地区社会福祉協議会（大宮中部地区民生委員児童委員協議会、中部地区体育振興会）、大宮小学校チャレンジスクール実行委員会、大宮中部公民館、S S N（防犯ボランティア）等との情報の共有化
- (2) 天沼児童センター、NPOさいたま市学童保育の会あおぎりっ子など、周辺託児施設からの情報

収集

(3) 各家庭を対象とするアンケート等による情報収集

(4) 保護者による登下校パトロールによる情報収集

※ (1) ～ (4) のどの場合においても、いじめが疑われたり、違和感を覚えたりする状況や場面を目撃した場合には、すぐに連絡をもらい事実を確認し、指導を行う。

Ⅶ いじめの対応

1 学校の取組

特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引 いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

(1) 校長

情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を執る。また、いじめ対策委員会を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。

(2) 教頭

校長を補佐し、組織的な対応を整理するとともに、必要に応じて、校外関係者との連絡を取る。

(3) 教務担当者

校長及び、教頭の指示に基づいて、校長及び、教頭を補佐する。

(4) 学級担任

速やかに情報を収集し、事実確認を行う。また、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童への指導を行う。

(5) 学年主任

当該学年の児童の情報収集を行う。また、必要に応じて、担任とともにいじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。

(6) 生徒指導主任

児童の情報を把握できる体制を整えるとともに、校内のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。また、「いじめの疑い 情報伝達シート」や「いじめ通報 受理票」「緊急度 0.5」「問題行動等報告用紙」や「長欠児童報告用紙」などの情報を集約し、関係者へ連絡・周知し、情報の共有を行う。必要に応じて、いじめた児童への指導を行う。

(7) 養護教諭

いじめを受けた児童に寄り添い、カウンセリング等を行う。

(8) 教育相談主任

教育相談的な支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。

(9) 特別支援教育コーディネーター

問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

(10) スクールカウンセラー

情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。

(11) スクールソーシャルワーカー

情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整などを行う。

(12) さわやか相談員

養護教諭等とともに、児童に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

2 家庭・地域等の取組

(1) 保護者

家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。

(2) 地域

いじめを発見し、または、いじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または、情報の提供を行う。

(3) 民生委員児童委員・主任児童委員、区役所支援課、児童相談所 等

必要に応じて、ケース会議に参加し、家庭の様子を把握する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

1 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合については、「いじめ対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を組織的に、確実に行う。

(1) 生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合とは

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合 等

(2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合とするめやす

- ① 欠席の期間が、年間30日以上
- ② 一定期間連続して欠席している場合

2 重大事態の調査と主体については、教育委員会が判断し、次の対処を行う。また、児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

(1) 学校が調査主体となる場合

- ① 校長は、直ちに教育委員会に報告する。

- ② 校長は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置し、事実関係を明確にする調査を実施する。
- ③ 校長は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ④ 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 校長は、調査結果を踏まえて必要な措置を行う。

(2)教育委員会が調査主体となる場合

- ① 校長は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止・早期発見・早期対応。インターネット等を通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために次の研修を行う。

1 職員会議

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底
- (2) いじめにかかわる情報交換
- (3) 取組アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

(1)指導方法の改善に関する研修

- ① 児童の自己肯定感・自己有用感を高めるための指導法の研修（学校課題研修）

(2) 児童理解に係る研修

- ① 生徒指導伝達研修
- ② ゲートキーパー研修
- ③ 人権教育研修
- ④ 特別支援教育研修
- ⑤ 学年情報交換会議
- ⑥ 全職員児童理解会議

(3) 情報モラルに係る研修

X PDCAサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかどうかを、次のようにPDCAサイクルで点検・改善する。

1 年間の取組について検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う時期：1月末、3月末

学校評価に、いじめの防止などの取組に関わる目標を設定し、達成状況を評価する。

2 「取組評価アンケート」の実施時期、いじめ対策委員会・校内研修会等の開催時期（予定）

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：11月
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、11月、3月
- (3) 校内研修会等の開催時期：5月、8月、3月

資料 1 大宮小学校 緊急度0.5（緊急度のサイン）

大宮小学校 生徒指導 対応マニュアル

- ◎緊急度事案に発展する前に情報の共有化を図り、万が一緊急度事案に発展してしまった場合には、記録を生かし、迅速で丁寧な対応が取れるよう備える。
- ◎いじめやいじめが疑われる事態を発見した場合に、情報の共有化を図り、迅速かつ丁寧な対応が取れるように備える。
- ◎全教職員による「報告」「連絡」「相談」「見届け」の徹底を図る。

緊急度 0.5

◎保護者から連絡帳や電話などで、児童の内面や友達に関する相談があった。

〈具体的な例〉

- 友達とトラブルがあったようなので、事情を聞いてほしい。
- 友達との関係が気になる。
- 最近、暗い顔をしているので学校でも様子を見てほしい。
- 最近、お腹や頭が痛いと言うことが多くなったので様子を見てほしい。
- 子どものことで気になることがあるので、面談をしてほしい。
- 学校生活アンケートに気になる記述があった。 等

- ・連絡帳や文書のコピーを生徒指導主任に提出。（返事を書いたもの）
※【メモを張り付ける】【校務用端末に入力する】どちらかの方法で報告
- ・その後の指導内容や経過観察中に気付いたことなどを追記する。
※【メモを張り付ける】【校務用端末に入力する】どちらかの方法で報告

- ・生徒指導主任より管理職へ状況を報告する。
- ・生徒指導委員会にて報告。さらなる情報の共有化を図り、教職員の見守りを強化する。
※参加者：校長、教頭、教務担当者、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、各学年部員
- ・状況に応じて、緊急度事案の対応、いじめ防止基本方針による対応をとる。

情報源

発見者

- ・観察、面談、相談
- ・保護者からの連絡帳、面談
- ・3日以上連続欠席児童の報告
- ・元担任・養護教諭等関係職員からの情報
- ・にこにこポスト『先生あのねカード』
- ・教育相談週間による面談

等



